

○財務省告示第七十七号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年二月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年三月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の
利付国庫債券（二十年）（第八 回、第一百十六回、第二百十五回、 第三百三十四回、第三百三十六回及 び第三百三十七回）及び利付国庫 債券（三十年）（第四回、第八回、 第十回、第十一回、第十三回、 第十五回、第十六回、第二十回、 第二十三回、第二十五回、第二 十六回、第二十七回、第三十二 回及び第三十三回）	財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百一号）第二条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定	の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行のうち利回り格差の小	各申込みのうち利回り格差の小

方法	六	七	八	九	十	十	十一
	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価格	発行価格	発行価格
さいいものからその応募額を順次	割り当てる。その応募額を順次	額面金額で二千九百九十三億円	三、千、百、六十億、八、千、百、二十七、万、五、千、円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金	の記載又は記録による最低額面金

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}} \right) \times \text{残存年数}}{100}$$

十三 利子の経過払込み

(一) 別表のとおり) は、募入決定額に追加を受けた者
 式により払い出しした金額を払込
 期日に行い、償還の金額を、
 各発行対象の債権の面額を、
 総額 × 各発行対象の債権の利率 /
 100 × 各日発行の債権の前日
 支規に定める支場合、() / 365
 (二) 発行時に利息の振替口座簿の
 係る所得が源泉徴収され
 るものとして振替口座簿の

十四 利子

十五 償還金の額
十六 償還金の基
十七 準とする

十八 元利金の支
十九 払戻金の加

第十号に規定する発行の各
と、各支払期におき、
算式によつて算出する
うに、たゞし、支払期
日に、支払うべき額は、
同日に支払うべき額と
同じである。この場合、
各支払期に、償還金の額
を、
受ける者又は控除する
金額を、
居住者又は非居住者
に、
ある場合、
非居住者
が、
居住者
に、
あつたとき、
は、
前記
の、
式
で、
算
出
す
る
。

（別表のとおり）
額面金額の百分率を、
平成二十五年二月八日
証券業務協会の発表し
た、
頭売買取引の平均値
を、
利回りとする。
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十 者 払込期日 平成二十五年二月十三日

(別表)										
名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額							
(利付国庫債券) 第三十一年回	一・七%	平成六年四月二十五日	二百二十四億円							
(利付国庫債券) 第三十年回	一・一%	平成三年四月二十五日	七十八億円							
(利付国庫債券) 第三十八年回	一・八%	平成二十年四月二十二日	百十七億円							
(利付国庫債券) 第三十四年回	二・九%	平成十年四月二十二日	二十四億円							
(利付国庫債券) 第二十三十七回	一・七%	平成六年四月二十四日	十億円							
(利付国庫債券) 第二十三十六回	一・六%	平成三年四月二十四日	百三十八億円							
(利付国庫債券) 第二十四回	一・八%	平成三年四月二十四日	三百六十二億円							
(利付国庫債券) 第二十五回	二・二%	平成三年四月二十三日	五十九億円							
(利付国庫債券) 第二十六回	二・二%	平成三年四月二十二日	七十四億円							
(利付国庫債券) 第二十八回	一・九%	平成十二年四月二十日	三十億円							

（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）	（利付第三十年国库債券）
二・〇%	二・三%	二・五%	二・四%	二・三%	二・五%	二・五%	二・五%	二・五%	二・〇%
日年平 九成 月五 二十 十二	日年平 三成 月五 二十 十二	日年平 九成 月四 二十 十九	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十 成二 月四 十八	日年平 六成 月四 二十 十八	日年平 九成 月四 二十 十七	日年平 九成 月四 二十 十六	日年平 六成 月四 二十 十六	十年平 日十 成二 月四 十五
億三 円百 二十 五	億六 円百 三十 五	円百 二十 九 億	三 十三 億 円	十 億 円	百 十九 億 円	百 十三 億 円	円百 八十 七 億	三 百 億 円	円百 二十 六 億